

としま文化の日条例を公布する。

令和2年10月26日

豊島区長 高 野 之 夫

豊島区条例第29号

としま文化の日条例

文化は人とまちを元気にし、にぎわいや新たな価値を創造し、都市の魅力を高めま
す。文化による交流は、人と人との絆を深め、まちへの愛着・誇りをもたらし、平和
と未来をつくれます。

豊島の文化は、多様な人々によって、地域で生まれ、継承されてきました。

これまで豊島区は、基本構想に「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫る
まち」と位置付け、「文化創造都市宣言」を行い、「豊島区文化芸術振興条例」を定
めるなど、文化を基軸としたまちづくりに取り組んできました。

そして、社会情勢の急激な変化に対応し、持続発展できる都市づくりを推進するた
め、まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市「国際アート・カルチャー都市」
を目指しています。

この都市像を実現するためには、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目
指す国際目標「SDGs」の理念を踏まえつつ、豊島区、区民及び文化芸術団体、地
域団体、学校、企業等、あらゆる主体が特色のある文化芸術活動の連携を図り、地域
一体で取り組んでいくことが重要です。

その取組として、国家的文化プロジェクトである「東アジア文化都市2019豊島」
の成功や「Hariza池袋」などの文化拠点整備といった、国内外の人々を魅了す

る、にぎわいあふれるまちづくりを進めてきました。こうした成果を踏まえ、誰をも受け入れ、誰からも受け入れられ、持続して発展することのできる社会の実現に向けて、地域が一体となった取組を次世代に継承し、更なる取組を進めていきます。

ここに、豊島区は、国際アート・カルチャー都市のシンボル「H a r e z a 池袋」の幕開けとなった令和元年11月1日を記念して「としま文化の日」を設け、あらゆる主体の力を結集し、豊かな文化を創造し続ける地域社会と明るい未来を子どもたちに引き継いでいくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、としま文化の日を設け、豊島区（以下「区」という。）、区民及び文化芸術団体、地域団体、学校、企業等（以下「文化芸術団体等」という。）が一体となって文化芸術活動の連携を図り、区民及び文化芸術団体等が育んできた文化芸術活動を次の世代に継承し、もって区の文化振興に資するとともに、豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぐことを目的とする。

(としま文化の日)

第2条 としま文化の日は、11月1日とする。

(としま文化推進期間)

第3条 区は、第1条の目的にふさわしい取組を行う期間として、としま文化推進期間を設けるものとする。

2 としま文化推進期間は、としま文化の日からその年の11月7日までの期間とする。

(区取組)

第4条 区は、としま文化の日及びとしま文化推進期間についての普及啓発に努める

ものとする。

2 区は、第1条の目的にふさわしい記念事業をとしま文化推進期間に行うものとする。

3 区は、としま文化推進期間に区民及び文化芸術団体等による第1条の目的にふさわしい取組が行われるよう普及啓発に努めるものとする。

(区民及び文化芸術団体等への協力)

第5条 区は、前条第3項に規定する取組について、必要な助言その他の協力を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。